慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	書評：鈴木正崇著『女人禁制の人類学：相撲・穢れ・ジェンダー』法蔵館、2021年
Sub Title	
Author	牧田, 小有玲(Makita, Koure)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2022
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.27 (2022. 7) ,p.88- 90
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20220702-0088

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評：

鈴木正崇著『女人禁制の人類学　―相撲・穢れ・ジェンダー』

法蔵館、2021 年

牧田 小有玲

相撲における「女人禁制」が大きく波紋を呼んだのは、2018 年の舞鶴の春の地方巡業において、土俵上で挨拶をしていた市長が突然の発作で倒れた時のことであった。その際、看護師の女性が治療のため土俵へ上がると「女性の方は土俵から下りて下さい」という注意喚起のアナウンスが流れた。以来、「土俵は女人禁制とは何事か」との非難が殺到し、マスコミでも大きく取り上げられるようになった（16 頁）。本書は、2002 年に『女人禁制』[1] を執筆した著者が「土俵の女人禁制」を糸口に、「伝統」か「差別」かの二元論で語られがちであった「女人禁制」ちょを人類学的観点から改めて捉え直すものである。

本文の構成は以下の通りである。

第 1 章　相撲と女人禁制
第 2 章　穢れと女人禁制
第 3 章　山岳信仰とジェンダー

まず「第 1 章　相撲と女人禁制」では、相撲における女人禁制の歴史を概観し、その問題点と対応策を示している。女性が土俵へ上がることができない状況に対しマスコミを中心とする世論は「差別」だと批判するが、相撲界は「伝統」として維持すべきものだと主張し、両者の意見は平行線上にある。著者は、そもそも相撲界の主張する「伝統」は首尾一貫していないことを指摘したうえで、相撲の歴史的変遷を説明している。現在、スポーツとも神事とも捉えられる相撲だが、もともと江戸時代に相撲は興行であり、寺社への勧進や奉納として行われていた。明治期に入ってから相撲は国家との結びつきを強め、大相撲の常設場として設立された常設館が 1909 年に「國技館」と名付けられるとその名前ゆえに相撲は「国技」として謳われるようになり、1931 年に國技館の屋根が伊勢神宮と同じ神明造になるとさらに相撲の神聖性が高まる。1968 年に表彰式の一環として内閣総理大臣杯の授与が導入されると、相撲関係者以外の行政関係者や政治家などの一般人が土俵に上がることが許されてしまう「俗化」が起こるようになる。ただし、ここで女性は立ち入らないとするそれまでの暗黙の慣習のみが適応され、それまで顕在化することのなかった「女人禁制」問題が俎上に載せられるようになった。また大相撲の土俵の聖性は本来、「本場所」において神招きと神送りが厳格に行われることに依拠する。

牧田小有玲「鈴木正崇『女人禁制の人類学　―相撲・穢れ・ジェンダー』」第 27 号（2022 年 7 月）87-89 頁

しかし1年のうちに何度も大相撲が行われることで徐々に土俵の聖性は恒常的なものとして認識されるようになり、常に女性の土俵への立ち入りが忌避されるようになっていった。そこで著者は、「『本場所』では力士と相撲関係者以外は土俵に上がらない」という規則を作れば、現時点での相撲の女人禁制の議論に終止符を打てると結論付けている（69頁）。

次に「第2章　穢れと女人禁制」では、女人禁制にかかわる「穢れ」の言説、表象、実践の歴史的変遷を辿りながら、穢れ概念の一般化を提示している。著者によれば、もともと山と里との「境界」が互いに明確に認識されており、山は畏怖の対象だったゆえに特定地点よりも上は「禁足地」だった場所が、仏教の伝来により山が「清浄地」として説明され、さらに女性の忌避が排除に作用し、「山の結界」や「女人結界」に読み替えられたという。女性に関する穢れ観念は、9 世紀後半から習俗として意識されていた禁忌が法制化されたことに始まり、室町時代後期に中国から伝来した『血盆経』の影響により女性の生理的出血が罪業と結びつけられたこと、また江戸時代中期以降に山岳信仰が盛んになると講や社寺の「組織」の整備がなされ、それに伴い女性にまつわる禁忌が民衆レベルに普及したことなどの段階を踏んで徐々に強化されていった（134頁）。また著者は、穢れの内容は複雑であり一元的な定義付けを行うことはできないとしながらも、これまでの穢れ研究で二分化されていた機能論と構造論を接合する一般化モデルを提示する。同モデルでは、コスモロジーとイデオロギーの2つの方向性を設定し、ケ・ケガレ・ハレの循環と、「穢れ」と「清め」、「不浄」と「浄」の非連続性が相互に作用することで、男女のあり方とその関係性が変化していく（159頁）。また、日本語で穢れ（dirt）と呼ばれるものには血や死に対する生理的忌避である「実体的嫌悪感」と、秩序から外れた境界に置かれたものを指す「観念的畏れ」の2種類があり、その両者が結びついた存在である女性は、イデオロギーに展開すると負性を持たされ、コスモロジーに展開すると聖性に転換する。女人禁制を差別とし反対するのは、イデオロギーに展開した女性の負性の言説への対抗であり、コスモロジーの展開は考慮されていないことを著者は問題視している。

最後に「第3章　山岳信仰とジェンダー」では、大峯山の女人禁制がいかなる変遷を経てきたのかを時系列で説明し、女人禁制の問題をジェンダーの視点から分析している。女人禁制は、各時代の政治・社会・文化の変容と連動していることから、現代の言説をそのまま過去の言説に適応することは多くの問題が生じさせてしまうと著者は懸念する。他方で現在の女人禁制に対する批判は、近代的フェミニズムの観点から、女人禁制の歴史的変化や個別の理由は度外視し、女性が立ち入ることのできない場所があることを「封建制の遺物」として問題視する。これは、女人禁制の維持を望む住民・信者の複数の声を強力な「人権」の言説でねじ伏せてしまう。一方、女人禁制を維持する人々は、人権論に対応することなく個別の歴史や文化を「伝統」として一元化して説明するが、「伝統」はそもそも「近代」の対抗言説として生まれた、各習俗や慣行における説明できないものの総体である。両者の二項対立的な議論は、このままでは平行線を辿ることになる。著者は、開放派には世俗の「男女平等」の論理だけでなく、個別具体的な歴史的背景や当事者性を意識すべきとし、また維持派には近代の「創られた伝統」に依拠

することなく地元で継承されてきた慣行や習俗に依拠して論を展開すべきだとする。

本書は、マスコミを中心にして女人禁制が一義的に捉えられていることを批判し、女人禁制維持の根拠である「伝統」も撤廃の根拠である「平等」も近代の産物であることを明らかにしていることなどにおいて極めて意義深く、女人禁制のさらなる議論を促すことは言うまでもない。中でも、女人禁制の歴史的変遷を丁寧に辿り、それを維持する人々の言説や実践の多層性を示しながら、女人禁制における女性の行為主体性（agency）の可能性を模索していることは新たな視座として注目すべきである。

女人禁制の維持を望む女性たちは、西洋主義的なフェミニズムの視点から見れば、無批判に家父長制を内面化し、再生産している存在と捉えられてしまうかもしれない。しかし女人禁制の維持を望むことは彼女たちの信仰や信心、世界観に基づいており、そこには西洋主義的なフェミニズムが想定するような、男性中心主義的な価値観に対する異議申し立てや性規範の攪乱とは異なる様相で女性の行為主体性を見出すことができるだろう。第 3 章で紹介されているような、女人禁制を受容しながら、独自のジェンダー解釈を生み出している女性修行者の事例（269-270 頁）もその 1 つだろう。ただし、男性代表者が「地元の女の人には大峯山に登ろうという気持は全然ありません」（249 頁）と一方向的に女性の実践を語り、さらにそれを外部の者が等身大に受け止めてしまうことはそこに内包された男女の階層関係を無視することになる。女性自身がいかに女人禁制を捉えているのかに注目し、彼女たちの実践を細かく記述していくことが、女人禁制の固定的な議論を打破するために求められるのではないだろうか。

【註】

1) 鈴木正崇，2002 年，『女人禁制』吉川弘文館.

（まきた　こうれ　慶應義塾大学大学院社会学研究科）